

国民健康保険制度改革について

[基礎編]



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



長野県健康福祉部

健康福祉政策課 国民健康保険室

長野県市町村国保の現状

- 1 被保険者数等の状況 1
- 2 医療費の状況 2
- 3 保険料の状況 3
- 4 所得の状況 4
- 5 長野県全体での国民健康保険の
決算状況 5
- 6 法定外繰入金金の状況 6

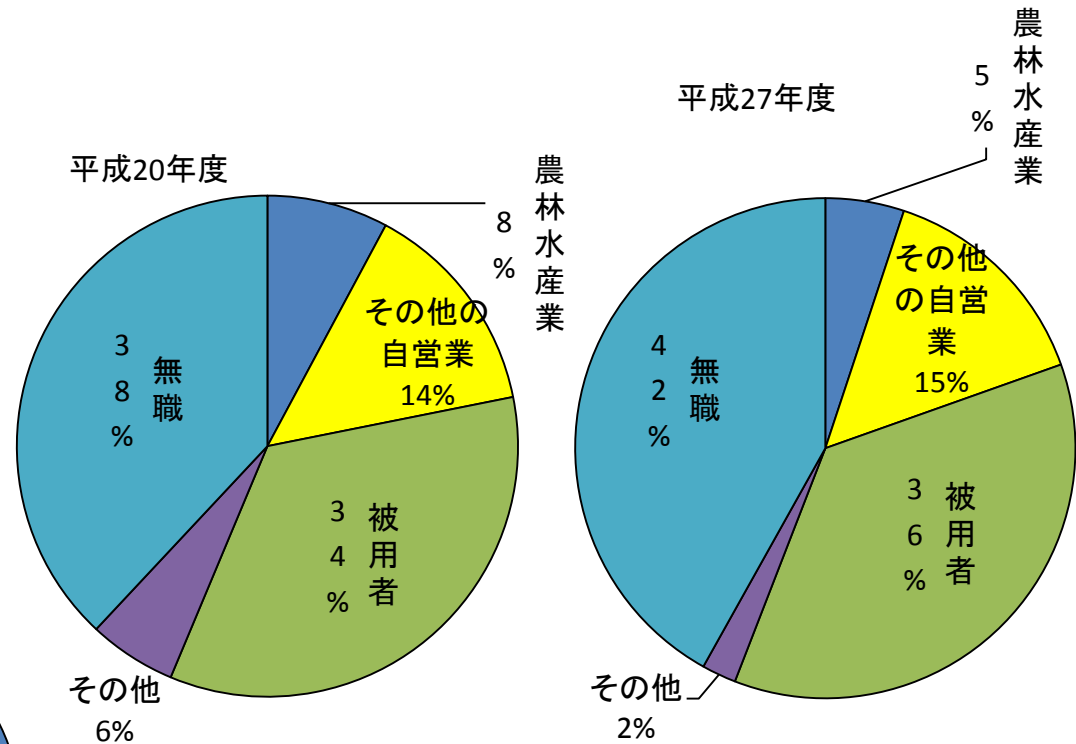
1 被保険者数等の状況

○被保険者数と世帯数

	被保険者数（国保加入者割合）	世帯数（国保世帯割合）
平成20年度	584,219 (26.9%)	322,672 (39.9%)
平成27年度	520,175 (24.3%)	308,592 (36.0%)

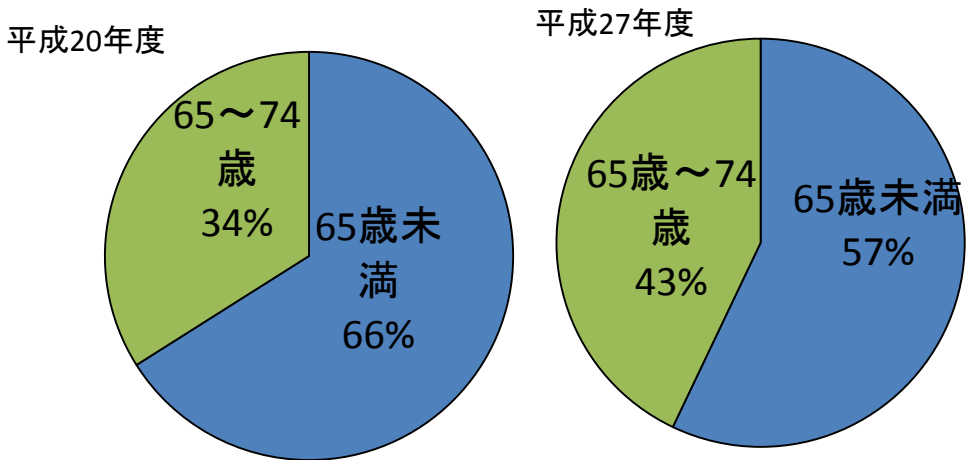
・被保険者数、世帯数とも減少している。

○世帯主の職業別構成割合



・農林水産業が減少し、無職が増加している。

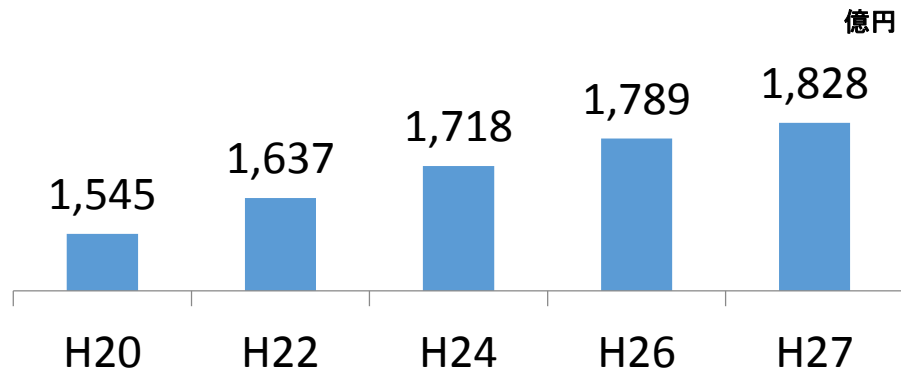
○被保険者数の年齢構成



・前期高齢者である65歳以上の割合が増加している。

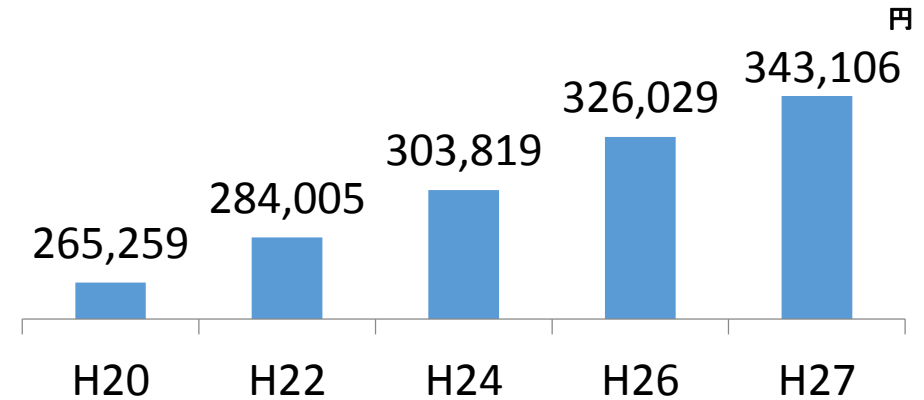
2 医療費の状況

○総医療費の推移



・医療費は、毎年度増加している。

○一人当たり医療費の推移



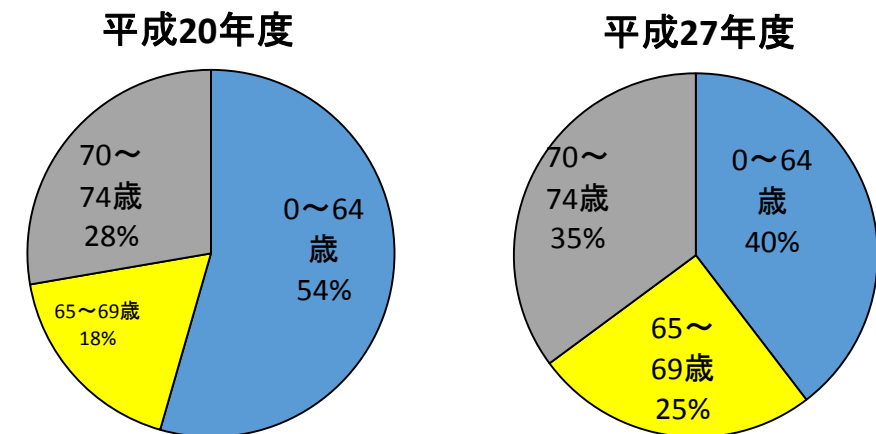
○一人当たり医療費の格差 (H27)

長野県	343,102円	県内最高	464,871円
全国平均	347,801円	県内最低	209,722円

・長野県の一人当たり医療費は、全国平均と比べて低い水準である(全国34位)。

・県内医療費格差は、最大2.2倍であり、全国で2番目に格差が大きい。

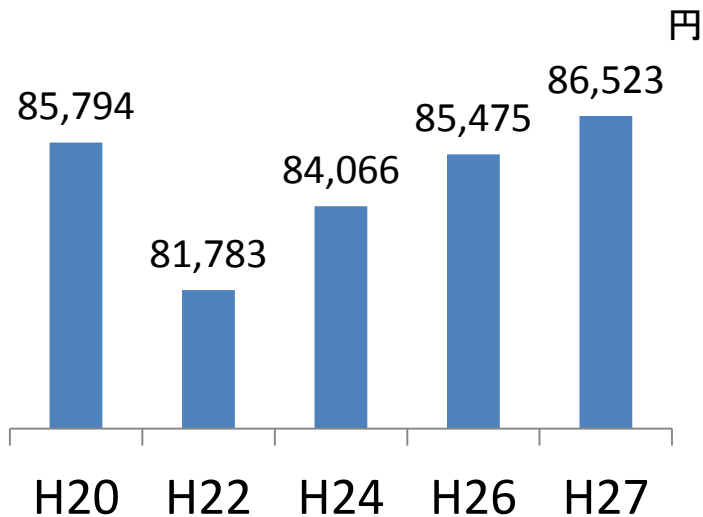
○年齢階層別保険給付費



・65歳未満の若人の割合が低下し、前期高齢者である65歳以上の割合が50%を超えた。

3 保険料の状況

○一人当たり保険料調定額の推移



※介護納付金分を含む。

○一人当たり保険料格差[H27]

長野県	86,523円
全国平均	92,124円

長野県の一人当たり保険料は、全国平均と比べて低い水準である。(全国37位)

県内最高	133,185円
県内最低	38,657円

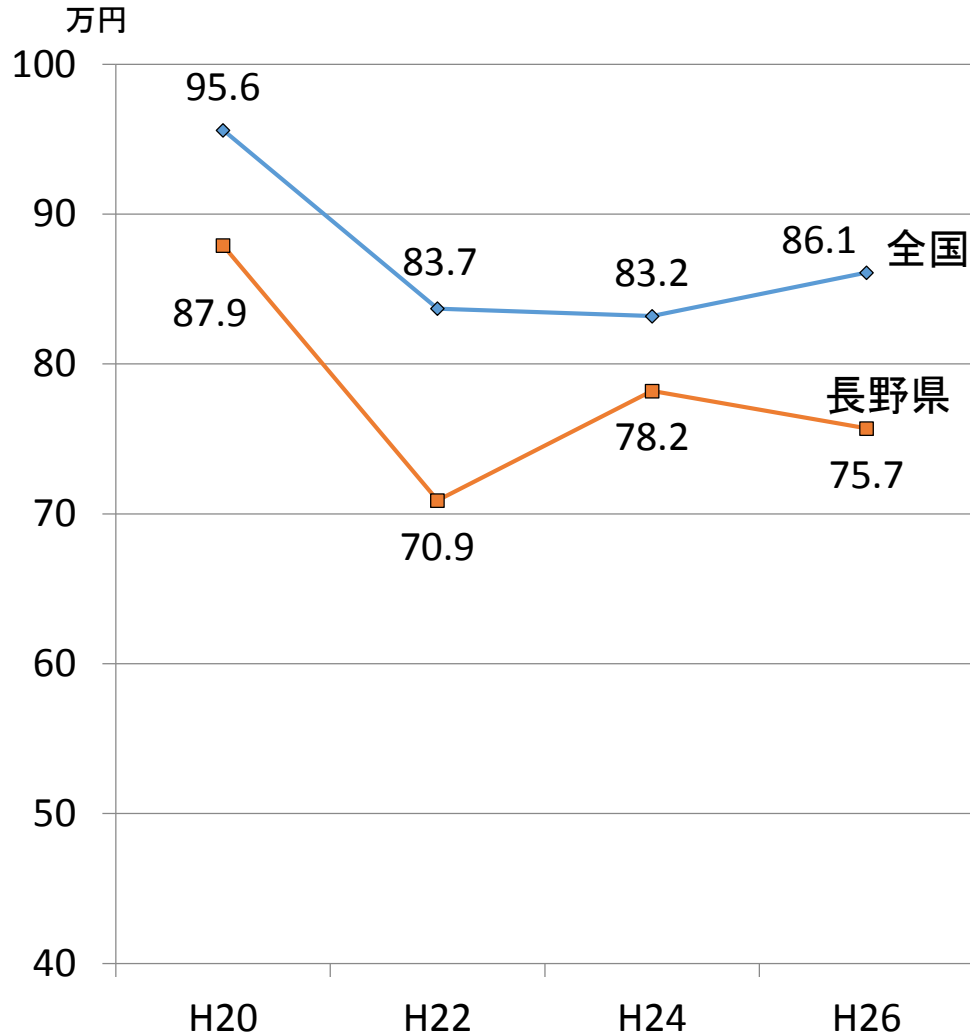
県内保険料格差は、最大3.4倍あり、全国で1番格差が大きい。

ちなみに・・・、
県内最高と県内最低市町村のモデル世帯の場合の格差は、最高:109,750円⇔最低:73,200円で、格差は約1.5倍になる。

※モデル世帯・・・夫婦2人(70歳)世帯で、
世帯の課税所得50万円

4 所得の状況

○全国と長野県の比較



○被用者保険と全国市町村国保の比較(H26)

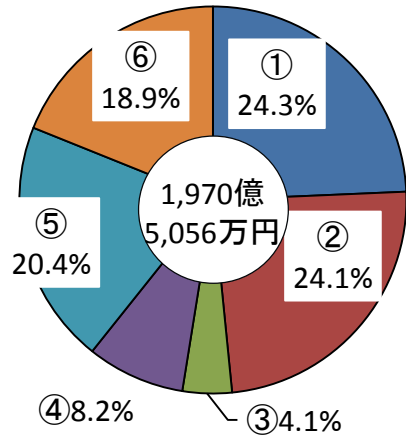
区分	市町村国保	協会けんぽ	組合健保
加入者一人 当たり平均 所得	86万円	142万円	207万円

- ・長野県は、全国よりも所得水準が低い。
- ・国保は、被用者保険よりも所得水準が低い。

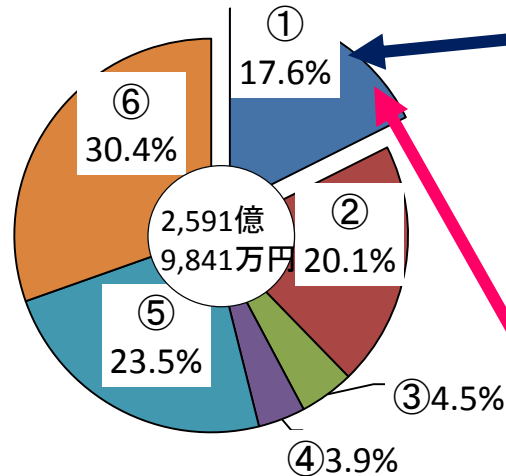
5 長野県全体での国民健康保険の決算状況

○歳入

平成20年度



平成27年度



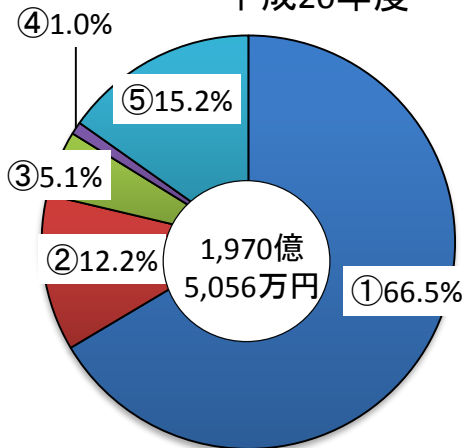
国保運営のための歳入のうち、保険料収入が占める割合は1/5程度。残りの殆どが公費で支えられている。

- ①国保料(税)
- ②国庫支出金
- ③県支出金
- ④療養給付費交付金
- ⑤前期高齢者交付金
- ⑥その他

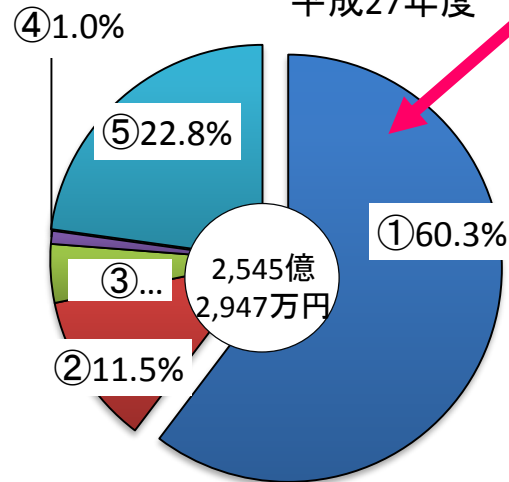
②~⑤が公費

○歳出

平成20年度



平成27年度



歳入①国保料(税) [17.6%]の負担分で、歳出①保険給付費 [60.3%]の恩恵を受けている。

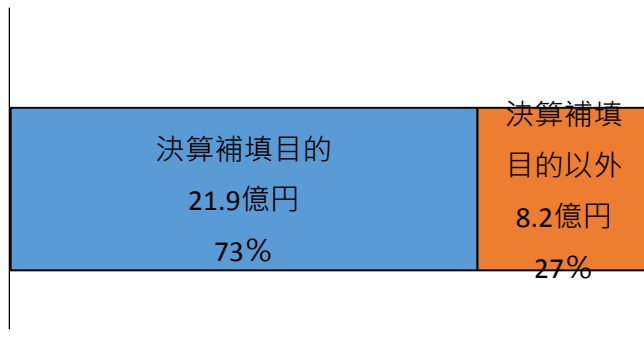
- ①保険給付費
- ②後期高齢者支援金
- ③介護納付金
- ④保健事業費
- ⑤その他

6 法定外繰入金の状況

○法定外繰入とは

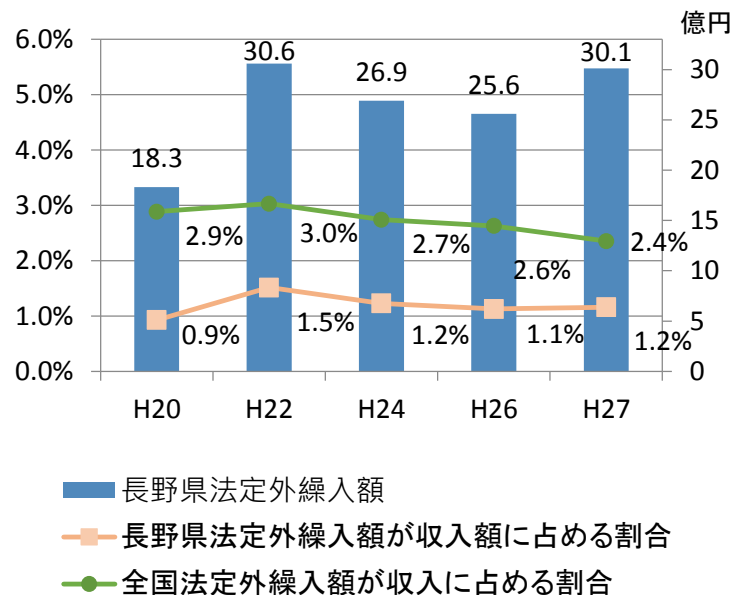
- ・主に国保財政の赤字補填のために、一般会計から国保特別会計へ繰入が行われること。
- ・市町村の法定外繰入の目的としては、被保険者の保険料負担軽減や、見込みを超えた医療費の増加による補填などがあげられる。
- ・保険料や国等からの公費に加え、住民の税金を投入することにより、結果として国保保険料の増加抑制を行っている。

○繰入目的(H27)



- ・繰入目的の分類は平成28年度に国が示した分類による。
- ・決算補填等目的とは、保険料の負担緩和、医療費の増加等をいう。

○法定外繰入金額の推移



- ・平成27年度は決算補填目的繰入が70%強を占める。
- ・繰入額の合計は、保険料収入が大幅減少した平成22年度に増加した。平成27年度は平成22年度と同水準で繰入れが行われた。
- ・長野県は、全国平均に比べ法定外繰入の割合は低い。

医療保険制度の概要

- 1 医療保険制度の体系 7
- 2 医療機関での窓口負担（一部負担金） . . 8
- 3 国民健康保険の保険料 9
- 4 国民健康保険料の低所得者対策 10

【参考】 前期高齢者交付金の仕組み

1 医療保険制度の体系 [H29年度国予算ベース]

後期高齢者医療制度

約15兆円

- ・75歳以上
- ・約1,690万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

※前期高齢者の加入割合に基づき、協会けんぽ・健康保険組合・共済組合から国保に交付金が交付される。

前期高齢者財政調整制度(約1,690万人)約7兆円(再掲)

【人数内訳…国保約1,300万人、協会けんぽ約220万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人】

65歳

国民健康保険

(市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、非正規雇用者等
- ・約3,480万人
- ・保険者数:約1,900

約10兆円

協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,830万人
- ・保険者数:1

約6兆円

健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,850万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

共済組合

- ・公務員
- ・約860万人
- ・保険者数:85

2 医療機関での窓口負担(一部負担金)

☞ 多額の医療費がかかっても、医療保険制度のおかげで最大3割負担で済みます。

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から	
6歳 (義務教育就学後)	3割負担	
	2割負担	

3 国民健康保険の保険料

国民健康保険の保険料には、次の3つの要素が含まれており、各々は4つの要素で算出した額の合計としている。

医療給付費分【68%】

【賦課限度額:54万円】(～H29)
【賦課限度額:58万円】(H30～)

国保事業に要する費用に充てるために徴収するもの
[主に医療費]

後期高齢者支援金分【23%】

【賦課限度額:19万円】

後期高齢者支援金を支払うために徴収するもの

介護納付金分【9%】

【賦課限度額:16万円】

介護納付金を支払うために徴収するもの ※

4つの要素

- ①所得割…世帯の加入者の所得に応じて計算
- ②資産割…世帯の加入者の資産(固定資産税額)に応じて計算
- ③均等割…世帯の加入者数に応じて計算
- ④平等割…1世帯にいくらと計算

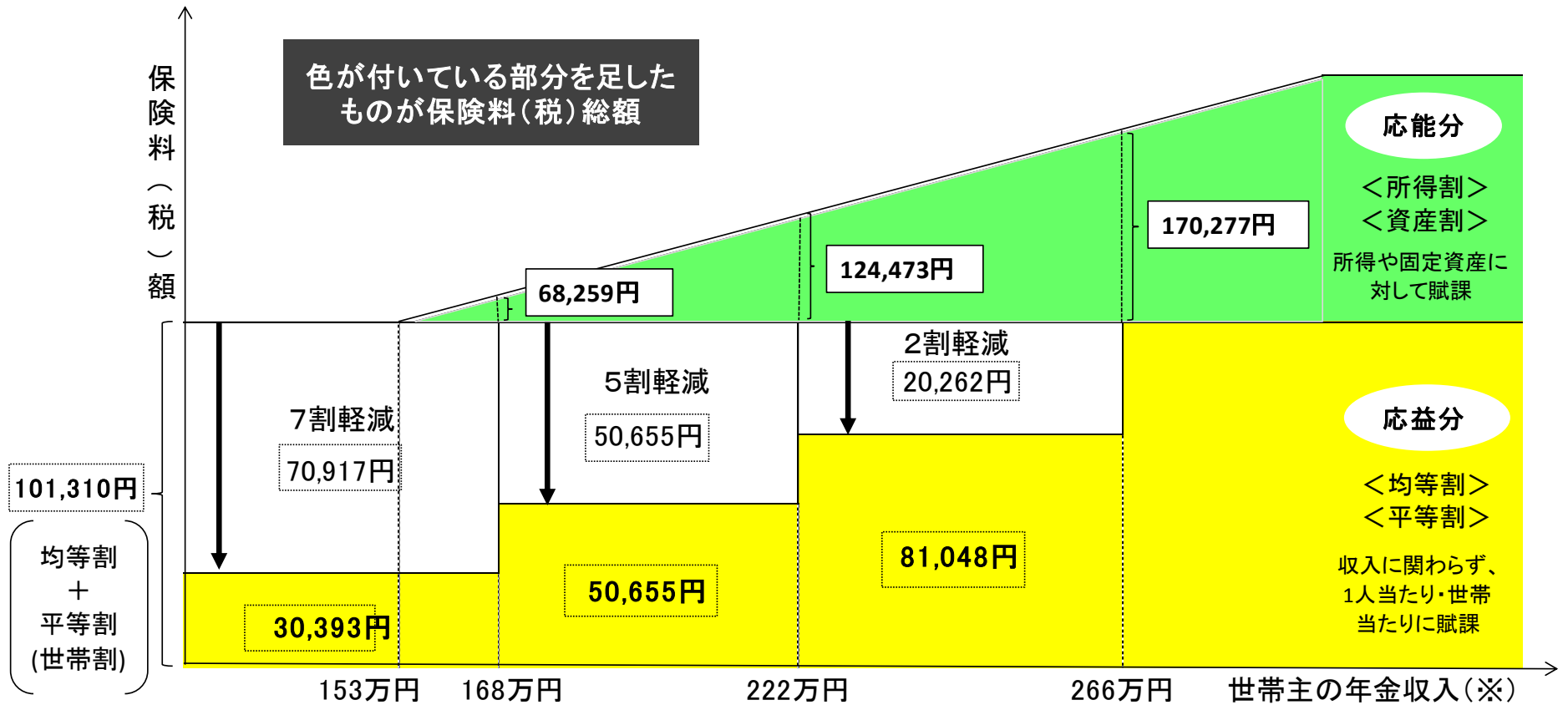
※介護納付金は、65歳以上の者は直接介護保険者が、40～64歳の者は加入している医療保険者が保険料として徴収

各保険者(市町村)は、上記の4要素を次の3種類の方式(組み合わせ)により保険料を算出する。

- 4方式…4要素の全てを入れて算出
- 3方式…資産割を除いて算出
- 2方式…資産割と平等割を除いて算出

4 国民健康保険料の低所得者対策

☞ 応益分(均等割・世帯割)に対して、所得に応じて7・5・2割軽減を行っています。



区分	保険料(税)負担額			
	軽減前	軽減後	軽減後負担額内訳	
年金収入額 世帯主の	153万円	101,310円	30,393円	30,393円(応益分) 応能分負担なし
	168万円	169,569円	98,652円	30,393円(応益分) + 68,259円(応能分)
	222万円	225,783円	175,128円	50,655円(応益分) + 124,473円(応能分)
	266万円	271,587円	251,325円	81,048円(応益分) + 170,277円(応能分)

軽減割合	対象者の所得要件 (平成29年度)	年金収入額の例 夫婦2人世帯(※)
7割	33万円以下	168万円以下
5割	33万円 + 27万円 × (被保険者数) 以下	222万円以下
2割	33万円 + 49万円 × (被保険者数) 以下	266万円以下

※夫婦2人世帯(ともに65歳以上)で、世帯主以外の年金収入80万円以下の場合における、世帯主の年金収入額

【参考】前期高齢者交付金の仕組み

- 各保険者の①前期高齢者給付費と②前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして調整。
- 保険者ごとの前期高齢者加入率に応じて負担調整している。

【仕組み】

